

補助金



ブロック塀等撤去費の一部を補助  
危険なブロック塀等の  
撤去費の一部を補助

国土建設事業課 管理鉱害係 ☎65・33330

桂川町では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や、避難路を確保するため、危険なブロック塀等の撤去を行う場合に、撤去費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】町税などを滞納していないブロック塀等の所有者

【対象となるブロック塀等】

- ① 町内の道路に面した道路からの高さが1m以上のブロック塀等
- ② 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀（フェンスその他これらに類するものと混用の場合を含む）及び門柱であること
- ③ ブロック塀等の調査を行い、町で定めたブロック塀等の診断カルテの点数が40点未満のもの

【補助金額】

撤去費用の3分の2（上限16万円）

※補助は予算の範囲内で先着順で受け付け

【注意事項】

- ◇ 補助を受けるためには、町との事前協議が必要です。
- ◇ 補助金を申請する場合は、工事の契約や着工前に申請してください。

補助金



木造戸建住宅耐震改修工事費等補助金  
木造戸建住宅の  
耐震改修工事を補助

国土建設事業課 管理鉱害係 ☎65・33330

桂川町では、災害に強いまちづくりの実現のため、木造戸建住宅の耐震改修工事費等の一部を補助する制度を実施しています。

【対象者】町税などを滞納していない住宅の所有者

【対象住宅】①②③すべてに該当

① 昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した町内の木造戸建住宅（在来軸組構法、伝統的構法、枠組み壁工法によるもの）

② 耐震診断の上部構造評点が1・0未満

③ 建築基準法や関係法令に違反していない

【対象工事】① 既存住宅の耐震補強工事

② 建替え等に伴う除却工事

【補助金額】耐震改修工事等費用の25%（上限30万円）

※補助は予算の範囲内で先着順で受け付け

【注意事項】

- ◇ 申請する前に耐震診断を受ける必要があります（費用は6千円程度）
- ◇ 補助金の交付決定前に契約・着工しているものは対象となりません



相談



終活相談会  
一人では整理がつかない  
ことを一緒に解決します

国土建設事業課 管理鉱害係 ☎65・22771

【日時】偶数月の第4木曜日 10時～12時  
4月22日、6月24日、8月26日、10月28日、12月23日、令和4年2月24日

【場所】いきいきセンター「桂寿苑」

【内容】遺言・相続・遺産分割・遺品整理・葬儀・海洋散骨、お墓じまい・お墓管理・お墓参り代行・死後事務委任・離檀交渉・介護相談など

【相談員】終活カウンセラー 眞武純哉さん

【その他】無料。要予約。（1人40分）

講演



障害に関する講演会  
「障害」について  
共に考える講演会

国土建設事業課 管理鉱害係 ☎65・22771

【日時】5月8日（土） 10時～11時40分

【場所】桂川町住民センター

【講師】NPO法人ちくほう共学舎「虫の家」事務局長 高石伸人さん

【テーマ】「つながりこそ宝」コロナ禍の差別と分断を考える」